

広産商第359号

令和2年2月27日

有限会社森川不動産
代表取締役 森川 幸二 様
アセットビス合同会社
代表社員 杉本 眞富子 様
宮本 里美 様

広島市長 松井 一實
(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗立地法の規定による広島市の意見について（通知）

令和元年9月30日付けで、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出された下記大規模小売店舗については、意見を有しませんので、同法第8条第4項の規定により通知します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称
ウォンツ庚午中店
- 2 大規模小売店舗の所在地
広島市西区庚午中三丁目15番地19ほか

広産商第360号
令和2年2月27日

有限会社森川不動産
代表取締役 森川 幸二 様
アセットビス合同会社
代表社員 杉本 眞富子 様
宮本 里美 様

広島市長 松井 一實
(経済観光局産業振興部商業振興課)

大規模小売店舗の設置に伴う対応について（要請）

令和元年9月30日付けで、大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により届出された「ウォンツ庚午中店」について、本市は令和2年2月27日付けで同法第8条第4項の規定による通知を行いました。その他、下記の事項について対応をお願いします。

記

- 1 今後も、交通、騒音等の状況を把握するとともに、大規模小売店舗立地法第10条に規定するとおり店舗周辺的生活環境の保持について適正な配慮をして、店舗の維持及び運営を行うこと。また、本市が同法第14条の規定による報告を求めた場合には報告すること。
- 2 広島市大規模小売店舗地域貢献ガイドラインに基づき提出された地域貢献計画書に沿った店舗運営に取り組むこと。